

◆ 特集 ◆ 警察学の新展開

中央大学社会安全政策論

堤 和 通

(中央大学)
(総合政策学部助教授)

目	I 講座開設まで
	II 講座の位置づけ
	III 警察実務と学問領域の双方向性
次	IV 大学院講座への展開
	V 結 び

I 講座開設まで

中央大学総合政策学部は、今年度、社会安全政策論の講座を開設した。講座開設の直接の契機は、警察政策学会にある社会安全政策論研究部会での議論である。警察政策学会は、社会安全上の問題の複雑化と多様化、未知の、予見困難な治安事象への懸念の増大を背景にして、治安事象への柔軟かつ的確な対応を社会全体で考えていくための場を設けるという基本理念の下に、社会の安全に関する、学際的・国際的な研究・交流の推進と、その研究・交流への協力を目的として、平成10年に設立された。社会安全政策論研究部会は、警察政策学会にあって、「社会安全政策論の学際的見地からの体系化に関する研究並びに大学及び大学院での講座編成モデルの作成」をテーマに、部会を重ねてきた。

社会安全政策論研究部会での検討は、学会資料「社会安全政策試論」¹⁾に纏められている。「試論」は、学問上の警察概念と、実務上の警察概念との乖離を背景に、「社会生活の進展・変化によって伝統的な行政法上の社会安全政策に関する理論は、実務の面で逐次展開されていく社会安全政策に貢献し得ることなく、」「実務の面では、数多くの分野で進展する

安全政策が、それらをまとめて一貫した理論に誘導されることなく現実の要請に場当たり的に応じていく」という状況を呈していることを指摘している。この問題状況を、社会安全を確保する国の作用の、行政組織上の分化と、関連学問領域の分化を越えて、横断的、学際的に、社会安全を確保する仕組みを理論的に整理し、全体の俯瞰図を描くことが現下の急務であるというのが、「試論」の問題意識である。この問題意識は、社会安全を阻害する三つの事象、犯罪、事故、災害、のうち、犯罪の概念を広く捉え、「個人による街頭犯罪だけではなく、組織体による犯罪や社会の構造に組み込まれた潜在的犯罪なども視野に含め、」社会安全の仕組みでは、公的なものとして、国民国家を越えた警察活動とともに、「企業や共同体を介した秩序維持の機能までを」視野に入れるという、社会安全政策論の位置づけに反映している。

「試論」では、社会安全政策論の研究・教育を制度化する選択肢として、大学への単独講座の開設が挙がっている。日本でも、これまでに、社会安全政策論講座への取り組みは始まっており、社会安全政策論研究部会会員によるものだけでも、慶應義塾大学大学院のプロジェクト科目「日本警察政策研究」、東京都立大学の「刑事学」、麗澤大学と東海大学の「社会安全論」、立正大学の「逸脱行動論」、東京都立大学市民大学講座等の、実績がある²⁾。社会安全政策論研究部会での議論を直接の契機に、これまでの実績を集結して、財団法人公共政策調査会と財団法人保安電子通信技術協会からの寄附で、今年度開設の運びとなったのが、中央大学の社会安全政策論講座である。

中央大学総合政策学部は、1993年の開設以来、学問領域の分化による視野狭窄を克服し、現実の社会問題の解決に向かうことを理念にしてきている。そのため、学部が用意する科目は、政策関連科目と、国際・文化関連科目の多岐にわたるが、学生の履修を方向づけるために、政治・行政、法律、経営・経済、アジア社会研究、比較文化、の専攻を設けている。学部を構成する政策科学科の学生は、政治・行政、法律、経営・経済、の中の一つを主専攻にし、アジア社会研究、または比較文化を副専攻とし、国際

政策文化学科の学生は、アジア社会研究、または比較文化研究を主専攻とし、政治・行政、法律、経営・経済を副専攻とする。社会安全政策論の履修者としては、法律を主専攻とする学生を中心とする、政策科学科学生と、法律を副専攻とする国際政策文化学科学生であろう。総合政策学部にある法律学関連科目は、法の原理、犯罪規制と裁判、犯罪の概念、刑法、民法、商法、法政策概論、行政過程論（行政法）、国際組織法、国際紛争解決法、比較法、憲法、紛争解決制度（裁判法）である。今年度開設の社会安全政策論は、3年次配当になっており、この講座の受講者が履修を済ませている法律学関連科目は、法の原理、犯罪規制と裁判、犯罪の概念、刑法、民法、憲法、紛争解決制度である。総合政策学部は、法学部と比較したときに、法律科目の提供には限界があるが、社会安全政策論の講座は、解釈論に立ち入らないところに意味があるので、この点は、講座運営上の大きな障害にはならないであろう。総合政策学部のカリキュラム上の特色からは、社会安全政策論に隣接する、法の原理、犯罪規制と裁判、刑法、法政策概論等を、有機的に関連づけていくことが課題になるであろう。

II 講座の位置づけ

今年度社会安全政策論の年間授業計画は、序論（2回）、少年犯罪（2回）、不法滞在・不法就労外国人（1回）、サイバー犯罪（1回）、事故法（2回）、企業をめぐる犯罪（3回）、組織犯罪（3回）、DV・ストーカー（1回）、テロ対策（2回）、警察の歴史・組織（1回）、犯罪捜査（2回）、犯罪予防・被害者対策（3回）、国際協力（1回）、総括（2回）、である。

講座の基本コンセプトは、犯罪統御（governance of crime）である。社会安全に関わる事象のうち、従来の概念でいえば、犯罪や不法行為等に相当する、人為的な要因による「不安と欠乏からの自由」への侵害と脅威を、除去あるいは縮減させる、公式、非公式の各種レベルでの仕組みと対応を探ることに主眼がある。その際には、①犯罪問題等の治安事象の現実の姿を直視すること、②現在の刑事実体法上の解釈論が示す犯罪概念に

囚われないこと、③国家間共助、国内の行政組織上の分化を越えた連携、国と地方の役割分担、非公式の社会統制手法との連携を有効に動員した仕組みを模索すること、④それぞれの仕組みについて、制度設計と運営の制約条件になる諸価値、諸前提（自由、正義、差別禁止、効率性等）を踏まえた評価を求めること、⑤犯罪等の予防と抑止、被害（コスト）の最小化を図る事前措置と事後措置等の関心を入れた包括的な検討を加えること、⑥犯罪問題への対処は、現行法上の刑罰や、従来の刑罰論で理解されている刑罰によるものに限定せずに、民事・行政上の救済・制裁措置と、新しい刑事制裁を視野に入れたアプローチを採ること、⑦犯罪問題等の意味の理解と制度設計にとって重要な隣接領域の知見を取り入れること、⑧各種の立法とプログラムの開発に取り組んでいる諸外国の例を参考にすることが、この講座のスタイルになるであろう。

このように、社会安全政策論の関心は広く、既存学部での一講座という構成よりも、一学部または一学科を構成するだけの多くの課題を取り上げようとするものである。そのため、今年度の試みでは、この広い関心の焦点を絞る必要があることと、一講座の中での統一性、一貫性を保ちながら、関心の広がり示唆するような厚みを持たせることが、第一の課題になる。この課題に応えるに当たって、今年度は、警察実務の実績を積まれた方を学外講師として招請し、その中でも、特に精通されている犯罪問題等の各論トピックについて、オムニバス形式で講義のご担当をお願いすることになった。具体的には、前述の授業計画のうち、不法滞在・不法就労外国人、サイバー犯罪、企業をめぐる犯罪、組織犯罪、テロ対策、警察の歴史・組織、犯罪捜査、犯罪予防・被害者対策、国際協力のトピックは、現在の警察庁の担当者と、その分野での実務経験を積んで警察庁を退職され、現在、警察政策に関連するシンク・タンクに所属されている方々を学外講師にお願いしている³⁾。この選択は、犯罪問題等の治安事象の現実の姿を直視することから社会安全政策論が始まるという認識に基づくものであるが、それと同時に、取り上げるトピックは、いずれも、すぐれて現代的な問題状況を背景にするものになっている。今年度には、中央大学大学院総合政策

研究科の半期科目として、社会安全政策論が予定されている。大学院では、社会安全の問題にとって重要な、現代の社会構造上の背景として、コミュニティ、組織と、システムをキー・ワードに、社会学、心理学、経済学、組織論等の、関連領域の知見を取り入れることを目指しているが、総合政策学部での社会安全政策論で取り上げるトピックは、後述するように、大学院講座と連動している。

III 警察実務と学問領域の双方向性

本講座全体の統一性がどのようなものになるのかは、各論トピックを一通り終えてからでないと確たる事は言えないであろう。ただ、前述のように、現代の社会構造を背景にしたときに、社会安全上の喫緊の課題を投げ掛けてしていると評価できるものについて、(例えば、中央大学大学院講座で予定されているような)学際的な調査・研究と、諸外国での新しい取り組みの比較研究に繋がるかたちで、その現実の姿を的確につかもうという点は明確である。現実の問題の実際から離れた議論は、観念論に過ぎず、観念的な人権論は、人間の安全保障の基盤を脆弱にして、「不安と欠乏からの自由」を人々から奪い去るであろうし⁴⁾、観念的な権力抑制論は、信託を受けた統治上の役割を政府から奪い去って、正統性を欠く暴力装置を背景とする「秩序」に道を開くであろう⁵⁾。そこで、関連する学問領域が、問題の意味の理解と、その問題を扱う制度や仕組みの規範的評価をするには、問題と制度・仕組みの的確な描写が、必須で当然の前提になる。

他方で、複数の学問領域が、現代の社会安全上の問題について、その意味の理解と、制度・仕組みの規範的評価の手掛かりを提供してくれそうである。例えば、法の概念をめぐる法哲学上の議論で、第一次ルール(行動規範)の受容を機能の一つとする第二次ルールが組み込まれたルールのシステムが法であるという見方に法実証主義が移行し⁶⁾、人々の「適切さ(appropriateness)」の感覚に一致する倫理的要素を法の原理とする自然法論⁷⁾が有力に示されていることは、法執行、法運用に、「説得と受容」

の技法⁸⁾が用意されるべきことを示唆する。捜査、訴追決定、裁判から成る刑事法運用制度の中で、不利益処分を課される者に対する、処分の理由づけの提示を欠く仕組みは、法の正統性の裏付けという点で、疑問が生じることになるであろう⁹⁾。また、政治権力の正当性に関する社会哲学上の議論で、リバタリアニズム(自由解放論、選択至上主義)、社会契約論、リパブリカニズム、コミュニティアリアニズム(communitarianism)のいずれを中心に据えるかで、少年法制、企業犯罪規制、警察活動は、大きく変わってくるであろう¹⁰⁾。いずれも、公式の社会統制と非公式の社会統制との関わりを論じ、国家法と別のレヴェルで捉えられる「自生的」秩序については、市場と非市場で実現する諸価値についての評価を論じるからである。正・不正についての道徳哲学上の議論は、効用、富、相互尊敬等の価値が、功利主義、経済功利主義、カンティアン(Kantian)といった立場から示されている。市場で実現する価値をめぐる議論は、市場の主要なプレイヤーである企業の活動を規制する根拠にとって重要であるのはいうまでもない¹¹⁾、このほかにも、道徳哲学上の議論は、新しく登場した活動領域であるサイバー・スペースで不正として禁止される活動をめぐる議論にとって重要であろう。また、事故費用の最小化に関心の一つに据える事故法の分野¹²⁾では、事故費用を最小化する仕組みを考案する上で、相互尊敬等の他の価値とのバランスを図るべきことを教えてくれる。企業活動については、コーポレート・ガバナンスを、エイジェンジー・モデルから考えるか、それとも、ステイク・ホルダー・モデルから考えるかで、その規制が大きく変わることはいうまでもないし、市場の自浄作用に多くを依拠するモデル(nexus of contracts model)は、刑事規制等の、国の公式の統制の限界を検討する上で重要である¹³⁾。最後に、ドグマティークから離れた法律学は、現実の問題の姿にダイナミックに変容する仕組みを組み立てる概念を提示する¹⁴⁾。例えば、アメリカ合衆国RICO法の制定と運用状況から提示されているenterprise criminalityという概念は、犯罪の成立要件が一人の自然人の主観面と客観面で充足したときに、犯罪が完結するという実体法上の犯罪論と、犯罪の刑事責任を負う一人の自然人を犯

行後に特定することを捜査とみる捜査法の理論構成への見直しを求めるものであろう¹⁵⁾。

社会安全政策論の全容は、各論トピックを含む全体を終えてからでなく、正確な描写はできないし、全体の統一性を保ちながら、警察実務の実績と学問領域からの知見を即応させるには多くの課題が残ることは、すでに十分予測できるというのが、率直なところであるが、現段階で、序論の2回を終えたところであるので、その概要を示しておこうと思う。第1回は、中央大学総合政策学部渥美東洋教授が、最初に、本講座が、社会の連帯をこわす不正な (unjust, injustice) 諸活動への規律をどのように加えるべきかを、関連する学問領域の知見を借りて考え抜くことをそのねらいとするものであって、一学部を立ち上げるだけの内容を持つものであるところを、警察実務の実績を積まれた専門家にオムニバス形式でお話し頂くことで、問題の実際の姿を直視することから始めようとするものであるという位置づけをされた後に、近代当初の、ならず者を規制対象の中心に据えた刑罰制度が、西洋諸国で根本的な見直しの中にあること、そのような見直しを強く示唆する社会安全上の諸問題が本講座の各論トピックになっていることを紹介された。そのうえで、刑事法運用制度をめぐる各国の一般的動向として、国連で採択された、1988年「麻薬および向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」と2000年「国連国際組織犯罪対策条約」と、アメリカ合衆国での、大統領委員会報告書 (The Challenge of Crime in a Free Society) が方向づけた制度改革の動向——組織犯罪についての立法 RICO (Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act of 1970) 法、コミュニティ・ポリシングのプログラムの実施等——、イギリスの立法動向——PACE (Police and Criminal Evidence Act 1984), Crime and Disorder Act 1998, Youth and Criminal Evidence Act 1999等——が紹介され、各国の動向のうち、特に、少年法制をめぐるものについては、渥美教授が、昨年3月から5月にかけて調査に赴かれた、イギリス、フランス、オーストラリア (この調査は平成12年に実施)、韓国の例が、詳述された。イングランドについては、ロンドンのケンジントン＝チェルシーで視察し

た、地方レベルでの犯罪統御プログラムであるYOT (Youth Offending Team) の状況と、そこでの関心が親業 (parenting) にまで及んでいることの含意が、集権的な統治機構を備えてきたフランスについては、地方安全契約という方法で、フランス型のコミュニティ・ポリシングが試みられていることと、紛争解決の履行監視についてはNPOの協力があることが、オーストラリアについては、家族集団寄り合いによる、少年非行への対処がなされていることと、ニュー・サウス・ウェールズの新法等に現れているのは、社会福祉モデルとは違って、事実認定を厳正に行う点で Justice Modelに依るものであることが¹⁶⁾、韓国では、初犯少年をターゲットとして、情報の共有と連携を図る取り組みを始めた、善導予防分科委員会、学校中心のプログラムの開発と、情報教育、外国語教育、芸術教育を主眼とする、学校としての少年収容施設の展開等が、論じられた。ここでは、刑事法運用制度が、ならず者を排斥する排他的なものから、犯罪者や非行少年を社会に再統合して社会の中に入れていこうというアプローチへの移行、犯罪や非行が行われた後に、その犯行や非行を理由に、犯罪者や非行少年を捕捉しようとする反応型の法運用から、犯罪・非行に繋がる諸要因に対応して、犯罪や非行を生まない予防的な仕組みを整える先手型の法運用への移行、ならず者を排斥する抑圧的な刑罰に多くを依存する仕組みから、非公式な統制を維持・強化できるような、国の関係省庁、地方政府と、第一次集団を動員する仕組みの模索への移行¹⁷⁾、という大きな流れが示されたことになる。

第二回目は、私が、第一回の内容を受けるかたちで序論となる話題を提供した。第二回目には、第一回に解説のあった、各国の取り組みが、近代の刑事法制の基本的な見直しを契機にするものであることを示唆し、社会安全上の諸問題にはすでに答えが得られているのではなく、むしろ、既存のものでは不足していることが示されてきているのであって、閉じた思考ではなくて、問いを立てる思考が求められていることを示唆した。その際に焦点を合わせたのは、近代法制の柱の一つにあると思われる、効用計算に働きかける規制手法の限界と、公式の社会統制への一元化の限界、であ

る。これが一つになって、公式の社会統制レベルで効用計算に働きかける手法を用いようというのが、威嚇としての刑罰の理解、あるいは心理強制説であることはいままでの間もない。効用計算に働きかける手法については、スティグマタイゼーション (stigmatization, 烙印押し) を通した犯罪者の追放が、相互に疎遠で他者であるような社会関係を背景に促進し、同時に、そのような社会的距離 (social distance) の拡大を助長するという悪循環が、効用計算上の期待費用を用意する収容刑制度の副産物になっているという評価¹⁸⁾と、法遵守に関する社会心理学の調査結果では、効用計算とは違う心理的機構が示されていること¹⁹⁾を取り上げ、非公式の社会統制の見直しについては、法律に基づく裁判という公式の社会統制が、紛争当事者の手から紛争を取り上げて、紛争当事者の声を遮断したところで、紛争を処理する側面があるという評価²⁰⁾と、応報刑 (desert theory) が明らかにするはずの犯行への非難は、非難の根拠になっている価値を共有している社会との接点を保つべきであるという議論²¹⁾等を取り上げた。第一の議論は、社会安全の確保の上で、厳罰化と摘発率の手法には大きな限界があることを示唆し、第二の議論は、社会安全上の仕組みやプログラムが、非公式の社会統制を中に入れるべきことを示唆している。

IV 大学院講座への展開

問いを立てる思考を意識しながら、犯罪問題等の現実の姿を把握したうえでその次に行うべきことは多くあるであろう。今年度は、中央大学大学院総合政策研究科に、半期完結の社会安全政策論を開設することで、その一つの道を準備しようとしている。そこで、コミュニティ、組織、システムの三つを、社会安全上の問題にとっても重要な社会構造上の概念として取り上げる大学院講座について簡単に付記しておきたい。

犯罪統御に関する近時のコミュニティへの関心は、効用計算に働きかける国の公式の社会統制の限界の自覚と表裏の関係にある。コミュニティとの接触をとらずに、被害者、証人等とは犯罪解明の情報源として接する、

犯罪と闘うプロフェッショナルとしての警察活動の行き詰まりが、コミュニティに力を与えるコミュニティ・ポリシングの導入と表裏の関係にあるのは周知の通りであるが、非公式の社会統制に力を付与すると同時に、非公式の社会統制の力を活用するアプローチは、社会学や心理学の知見を借りて、実に多くの、プログラムに結実し、現在、試行錯誤の中にある²²⁾。これは、無名性・匿名性、人口流動性を特徴とする都市化と、市場での「薄い」関わりの中で、種々の需要を満足させる産業化という、社会構造を背景に、社会学や心理学が、家庭や地域での道德性の発達や、規範の継承を描写する概念を提示し、プログラムを提唱してきていることに呼応している。また、限定合理性を備えているに過ぎない個人にとって過大な情報負荷を減少させる、事実と価値についての意志決定前提を提供する組織が²³⁾、社会生活の多くを決める社会状況にあっては、個人で完結するといわれる犯罪が行われた後に、事後的に、その犯行者を捕捉・処罰するという手法には、大きな限界があろう。社会の組織化に応じて、各国では、違法な商品とサービスを提供する組織犯罪についても、また、合法的取引分野で行動する企業組織についても、新しい立法やプログラムが用意されてきている²⁴⁾。最後に、社会学者Anthony Giddensは、ポスト・モダンを特徴づける社会構造として、抽象的システムを挙げる²⁵⁾。相互に影響を与える時間的・場所的限定が明確な差しの交渉では、差しの交渉がある「点」に周到的配慮を払うことで、安全と安心を得ることができたのに対して、交通輸送や食品衛生等の、日常生活を支える膨大なシステムが、時間と場所の限定を越えて相互に影響を与える関係に社会成員を置くようになって、安全と安心の確保には、従来とは違う戦略・戦術と仕組みが必要になるはずである²⁶⁾。

V 結 び

これまで述べてきたように、社会安全政策論の開設に至った問題意識は、社会問題の実際と現行制度の実際の運用を熟知し、種々の工夫を重ねてき

ている警察実務と、問題の意味を理解し、制度改革を方向づける規範的概念を提示する関連学問領域が、双方向性を持つことで、警察実務についていわれる「ばらけた」対応と、学問領域のドグマティックな抽象性と体系性の双方が克服されて、社会の安全に実際に寄与し、良い社会造りに有用な、制度改革やプログラムの開発を現実のものにしようというものである。本講座の試みは、まさに、緒についたばかりで、今後の展開という中長期的な展望はもちろんのこと、今年度講座全体の統一性という、切迫した課題への取り組みも、これからのテーマだが、幸いにして、多くの先生方のご協力を賜っている。大学の授業担当者としては、心強い限りである。講座開設に至るまでの検討と作業を積み重ねられてきた先生方のご尽力を無駄にしないように、自戒の念を強くしている。

- 1) 『社会安全政策試論』（警察政策学会資料第16号、平成13年5月、非公刊）。
- 2) それぞれの講義担当者は、慶応大学大学院「日本警察政策研究」が大学研究者と山田英雄元警察庁長官、東京都立大学「刑事学」が大塚尚前警察政策研究センター教授と岡部正勝警察政策研究センター教授、麗澤大学と東海大学の「社会安全論」が大貫啓行麗澤大学国際経済学部教授、立正大学「逸脱行動論」が小宮信夫立正大学助教授、である。東京都立大学市民講座のコーディネータは、川田晃公共政策調査会専務理事。
- 3) 各トピックの担当者は、「不法滞在・不法就労外国人」が鈴木基久警察庁国際犯罪捜査指導官、「サイバー犯罪」が坂明警察庁セキュリティシステム対策室長、「企業をめぐる犯罪」が松下整警察政策研究センター教授と板橋功公共政策調査会第一研究室長、「組織犯罪」が瀧澤裕昭警察庁企業対象暴力排除対策官、「テロ対策」が國枝英郎警察政策学会テロ部会幹事、「警察の歴史・組織」、「犯罪捜査」、「犯罪予防・被害者対策」が田村正博警察政策研究センター所長、「国際協力」が川田晃公共政策調査会専務理事、である。
- 4) 人間の安全保障は、犯罪、薬物汚染を、「不安と欠乏からの自由」への侵害・脅威とみる。See, e.g., Sabina Alkire, Conceptual Framework for Human Security, <http://www.humansecurity-chs.org/doc/frame.html>.
- 5) 組織犯罪の活動が、国が提供する秩序と競争的・代替的な関係にあることについては、see, eg., Curtis J. Milhaupt and Mark D. West, The Dark Side of Private Ordering: An Institutional and Empirical Analysis of Organized Crime, 67 U. Chi. L. Rev. 41 (2000).
- 6) See, eg., Jules Coleman, Authority and Reason, in Robert P. George ed., The Autonomy of Law: Essays of Legal Positivism (Oxford University Press, 1995).
- 7) See, eg., Robert P. George ed., Natural Law Theory: Contemporary Essays (Oxford University Press, 1992).
- 8) 近時、日本で多く紹介、議論がされるrestorative justiceは、説得と受容を、法

運用の技法とする。See, John Braithwaite, Restorative Justice and Responsive regulation (Oxford University Press, 2002).

- 9) See, eg., Philip Soper, Law's Normative Claims, in Robert P. George ed., The Autonomy of Law: Essays of Legal Positivism.
- 10) 刑事法を含む法運用と、社会哲学上の議論については、渥美東洋『複雑社会で法をどう活かすか——相互尊敬と心の平穏の回復に向かって——』（立花書房、平成10年）参照。
- 11) See, generally, Tom L. Beauchamp and Norman E. Bowie ed., Ethical Theory and Business, Chs. 1 and 2 (Prentice Hall, 5th ed., 1997).
- 12) See, Guido Calabresi, The Costs of Accidents: A Legal and Economic Analysis (Yale University, 1970).
- 13) See, eg., J. E. Parkinson, Corporate Power and Responsibility: Issues in the Theory of Company Law, ch.6 (Oxford University Press, 1993).
- 14) 立法を促進する法伝統と、立法を抑制する法伝統についての、比較法上の議論について、see, George Fletcher, Rethinking Criminal Law pp401-408 (Oxford University Press, 2000).
- 15) RICO法の、刑事実体法上並びに手続き法上の含意については、Gerald Lynch, The Crime Being a Criminal Part III & IV, 81 Columbia Law Review 920 (1987).
- 16) 渥美東洋・宮島里史「オーストラリアとニュー・ジーランドにおける少年法制度の研究——ファミリー・グループ・コンファランスを中心として——」警察学論集53巻10号（平成12年）参照。
- 17) 刑事法運用制度のパラダイム・シフトについては、前掲『複雑社会で法をどう活かすか——相互尊敬と心の平穏の回復に向かって——』（平成10年）参照。
- 18) Nils Christie, Crime Control as Industry: Towards Gulags, Western Style (Routledge, 3rd ed., 2000). (邦訳『司法改革への警鐘：刑務所がビジネスに』寺澤・平松・長岡訳（信山社、2002））。
- 19) Tom Tyler, Why People Obey the Law (Yale University Press, 1990).
- 20) Nils Christie, Conflict as Property, 17 The British Journal of Criminology 1 (1997).
- 21) 刑罰を非難の言語とする応報刑 (desert theory) を発展的に批判し、刑罰による非難の根拠になる価値をdominionに求めて、刑事法運用全体のターゲットをその価値の最大化に求める立場として、see, John Braithwaite and Philip Pettit, Not Just Deserts: A Republican Theory of Criminal Justice (Oxford University Press, 1990). この立場からは、価値の共有と確認は、科刑段階が独占すべきではないことになる。
- 22) 現在のプログラムの評価については、see, eg., Robert J. Sampson, The Community; Peter W. Greenwood, Juvenile Crime and Juvenile Justice; Patrick Tolan, Crime Prevention: Focus on Youth, in James Q. Wilson and Joan Petersilia ed., Crime: Public Policies for Crime Control (ICS Press, 2002).
- 22) See generally, Herbert Simon, Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Process in Administrative Organization (Free Press, 4th ed., 2000) (邦訳『経営行動』松田・高柳・二村訳（ダイヤモンド社））。
- 23) 組織法を提唱するものとして、Christopher D. Stone, Where the Law Ends: The

Social Control of Corporate Behavior (Waveland Press, 1975).

- 24) このような試み一つに、1991 United States Sentencing Guidelines for Organizationsがある。同ガイドラインについては、堤和通「アメリカ合衆国量刑ガイドラインにみる組織規制の動向(1)(2)(3)」比較法雑誌32巻3号・4号、33巻1号(平成10年、11年)参照。
- 25) Anthony Giddens, *The Consequences of Modernity* (Stanford University Press, 1990) (邦訳『近代とはいかなる時代か?——モダニティの帰結』松尾・小幡訳(而立書房、1993))。; Giddens, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age* (Stanford University Press, 1991)。
- 26) 抽象的システムを基盤とするリスク社会での警察活動を論じたものとして、see, Richard V. Ericson and Kevin D. Haggerty, *Policing The Risk Society* (Oxford University Press, 1997)。